

電波法 適用条文(抜粋)

(1) 無線局の開設 (電波法第4条)

「無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない(以下省略)」

(2) 罰則：不法無線局の開設 (電波法第110条)

「次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 1 第4条の規定による免許(中略)がないのに、無線局を開設した者(以下略)」

(3) 罰則：重要無線通信(携帯電話等)への妨害 (電波法第108条の2)

「電気通信業務又は(中略)の無線局の無線設備・・・(中略)その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。」